【重要・要確認】

7 高 長 社 第 1550 号
令 和 8 年 1 月 30 日

各介護保険事業所　管理者　様
各高齢者関係施設　管理者　様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長

高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金の受付開始について（周知）

日ごろから介護保険行政及び高齢者福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和７年 12 月の県議会において、長期化する物価高騰への対応や介護職員等の処遇改善を図るため、介護事業所等を対象とした支援事業に関する予算が議決されたところです。

つきましては、高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金の受付を開始しますので、当課のホームページに掲載した内容をご確認のうえ、申請をお願いします。

＜令和７年 12 月にサービス提供している事業者＞
●令和７年度中（令和８年３月 31 日）までに職員の賃金改善等を申請額以上に実施する事業者
⇒令和８年２月 12 日（木）までに交付申請が必要となります。
●令和８年４月以降、職員の賃金改善等を申請額以上に実施する事業者
⇒令和８年４月１日（水）～４月 30 日（木）までに交付申請が必要となります。

具体的な交付要件については、別添１及び交付要綱（第７条）をご確認ください。

なお、交付申請に当たっては、別添２－１のフローチャート等及び別添３の申請パターンごとの留意事項をご確認いただき、専用の電子申請ページから申請をお願いします。

※先日需要調査を実施させていただいた介護事業所・施設のサービス継続支援事業につきましては、本事業とは別途の事業となりますので、後日、改めて受付開始の御連絡をさせていただきます。

当課ホームページのリンク先：https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026012200083/

【ＱＲコード】

【照会先】
高知県子ども・福祉政策部長寿社会課
福祉・介護職員処遇改善等支援交付金窓口
電　話：（令和８年２月２日～３月 31 日）
080-7958-5755、080-7191-7302
（令和８年４月以降）
088-823-9058
※平日 9:30～16:00（土日祝除く）
メール：j-kourei@ken.pref.kochi.lg.jp

【別添１】

高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金　サービス区分ごとの交付要件（交付要綱第７条）の概要

<table>
<tr><th>サービス区分</th><th>基本要件
（第７条第１号ア、第２号ア、第３号ア、イ）</th><th>上乗せ要件①
（第７条第１号イ、第２号イ）</th><th>上乗せ要件②
（第７条第１号ウ、第２号ウ）</th></tr>
<tr><td>1.訪問介護</td><td rowspan="10"></td><td rowspan="9"><u>基準月（原則：令和7年12月）において生産性向上や協働化に係る取組として以下のア又はイのいずれかの取組を行っていること。</u>
<u>ア</u>
ケアプランデータ連携システム（※１）に加入していること。ただし、交付申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約し、実績報告時までに加入する場合も本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から加入しているものとして取り扱う。
<u>イ</u>
介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。</td><td rowspan="9"><u>職場環境改善等に向けて以下のア～ウのいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。</u>ただし、上乗せ要件①の要件を満たしている場合は上乗せ要件②を満たしているものとして取り扱う。また、高知県介護人材確保等事業による交付金の交付を受けている場合も上乗せ要件②を満たしているものとして取り扱う。
<u>ア</u>
介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
<u>イ</u>
業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
<u>ウ</u>
業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組</td></tr>
<tr><td>2.夜間対応型訪問介護</td></tr>
<tr><td>3.定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td></tr>
<tr><td>4.（介護予防）訪問入浴介護</td></tr>
<tr><td>5.通所介護</td></tr>
<tr><td>6.地域密着型通所介護</td></tr>
<tr><td>7.（介護予防）通所リハビリテーション</td></tr>
<tr><td>8.（介護予防）認知症対応型通所介護</td></tr>
<tr><td>9.（介護予防）特定施設入居者生活介護</td><td rowspan="12"><u>基準月（原則：令和7年12月）に処遇改善加算を算定していること。</u>ただし、交付申請時に処遇改善加算を算定している又は処遇改善加算の算定を誓約し、実績報告時までに算定のうえ、実績報告書で報告する場合も本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から処遇改善加算を算定しているものとして取り扱う。</td><td rowspan="12"><u>基準月（原則：令和7年12月）において生産性向上や協働化に係る取組として以下のア～ウのいずれかの取組を行っていること。</u>
<u>ア</u>
生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること。ただし、交付申請時に生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定している又は生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの算定を誓約し、実績報告時までに算定する場合も本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から算定しているものとして取り扱う。
<u>イ</u>
ケアプランデータ連携システムに加入していること。（11、12、16、18、20のみ、※２）ただし、交付申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約し、実績報告時までに加入する場合も本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から加入しているものとして取り扱う。
<u>ウ</u>
介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。</td></tr>
<tr><td>10.地域密着型特定施設入居者生活介護</td></tr>
<tr><td>11.（介護予防）小規模多機能型居宅介護</td></tr>
<tr><td>12.看護小規模多機能型居宅介護</td></tr>
<tr><td>13.（介護予防）認知症対応型共同生活介護</td></tr>
<tr><td>14.介護福祉施設サービス</td></tr>
<tr><td>15.地域密着型介護老人福祉施設</td></tr>
<tr><td>16.（介護予防）短期入所生活介護</td></tr>
<tr><td>17.介護保健施設サービス</td></tr>
<tr><td>18.（介護予防）短期入所療養介護（老健）</td></tr>
<tr><td>19.介護医療院サービス</td></tr>
<tr><td>20.（介護予防）短期入所療養介護（病院等・医療院）</td></tr>
<tr><td>21.（介護予防）訪問看護</td><td rowspan="3"><u>以下のア又はイのいずれかを満たすこと。</u>
<u>ア</u>
基準月（原則：令和7年12月）において生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。
・ケアプランデータ連携システムに加入していること。ただし、交付申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約し、実績報告時までに加入する場合も本交付金の申請要件の審査に当たっては、基準月から加入しているものとして取り扱う。
・介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。
<u>イ</u>
基準月（原則：令和7年12月）において、以下の処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる要件を全て満たすこと。ただし、全て誓約し、実績報告時までに実施する場合も基準月から要件を満たしてものとして取り扱う。
・任用要件・賃金体系の整備等
・研修の実施等
・職場環境等要件</td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>22.（介護予防）訪問リハビリテーション</td></tr>
<tr><td>23.居宅介護支援、介護予防支援</td></tr>
</table>

（※１）厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。

（※２）小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護並びに短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に限る。また、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに看護小規模多機能型居宅介護については、短期利用型サービスを含む。

【参考】高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金　フローチャート　　【別添２－１】

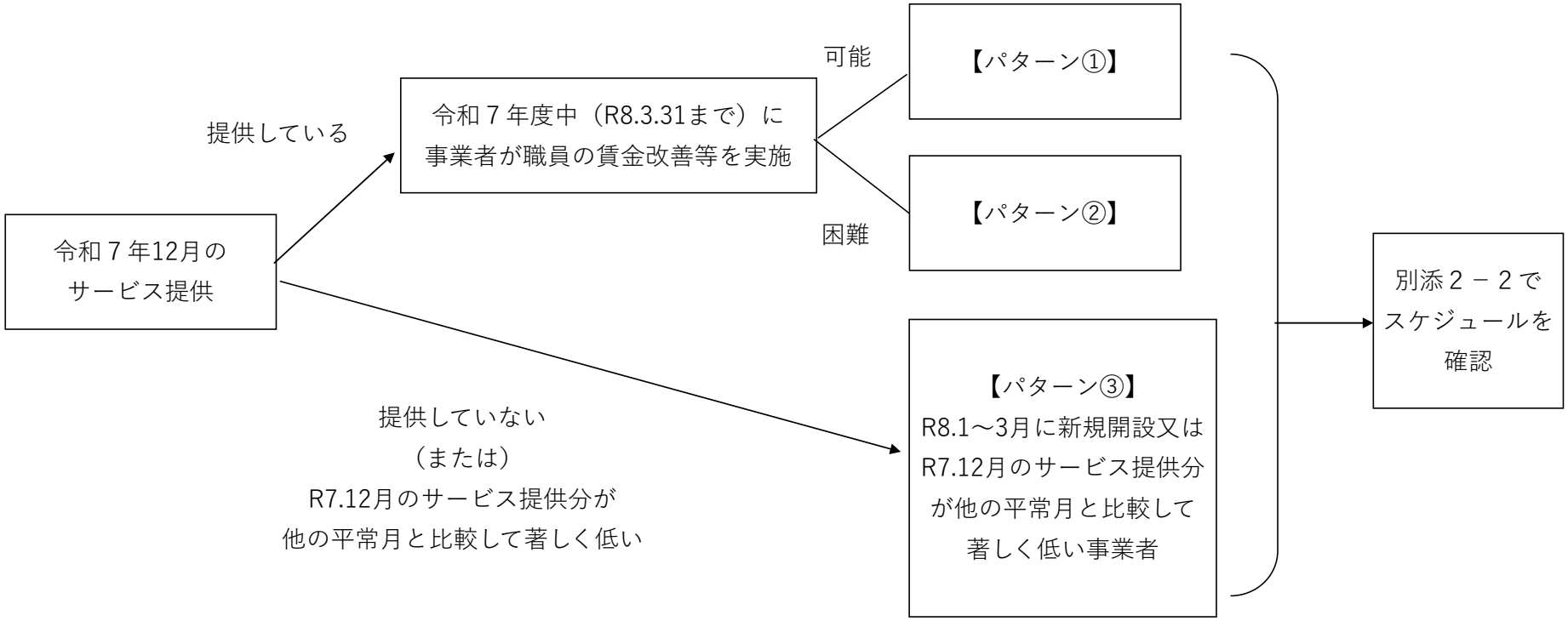

（留意事項）

・いずれの場合でも、交付金の支払時期に差があるのみで、事業者への算定額には影響ありません。

・実績報告書の提出時点で本交付金の要件（賃金改善等）を満たしていない場合、既に支払われた交付金の返還が必要となります。

・申請は法人単位で提出いただくようお願いします。

【別添２－２】

高知県福祉・介護職員処遇改善等支援交付金　実施スケジュール（※今後変更となる場合があります。）

・本交付金事業の実施において、要件によって申請や支払時期が異なります。（申請は法人単位でお願いします。）
　ご自身の法人（事業者）が、以下の【区分】のパターン①から③までのどれを希望されるかを御確認のうえ、交付金の申請手続きをお願いします。

【区分】

パターン①【令和８年３月交付金支払】：令和７年12月にサービスを提供している事業者であって、令和７年度中（令和８年３月末まで）に賃金改善等の実施が可能である事業者
事業完了の日から30日を経過した日又は令和８年４月20日のうちいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要となる。

パターン②【令和８年６月交付金支払】：令和７年12月にサービスを提供している事業者であって、令和７年度中（令和８年３月まで）に賃金改善等の実施が困難な事業者
事業完了の日から30日を経過した日又は令和８年９月20日のうちいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要となる。
実績報告書の提出までに賃金改善等を実施する。

パターン③【令和８年６月交付金支払】：令和８年１月～３月に事業所を新規開設した事業者、または、令和７年12月にやむを得ない事情（※）が発生した事業者
事業完了の日から30日を経過した日又は令和８年９月20日のうちいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要となる。
実績報告書の提出までに賃金改善等を実施する。

（※）「やむを得ない事情」とは、以下の事業者が想定される。
・令和７年12月にサービスを提供しているが、月遅れ請求となっている事業者
・令和７年12月のサービス提供分が、やむを得ない事情により、他の平常月と比較して著しく低い事業者

（留意事項）
・いずれの場合でも、交付金の支払時期に差があるのみで、区分の違いによる事業者への算定額には影響ありません。
・実績報告書の提出時点で本交付金の要件（賃金改善等）を満たしていない場合、既に支払われた交付金の返還が必要となります。

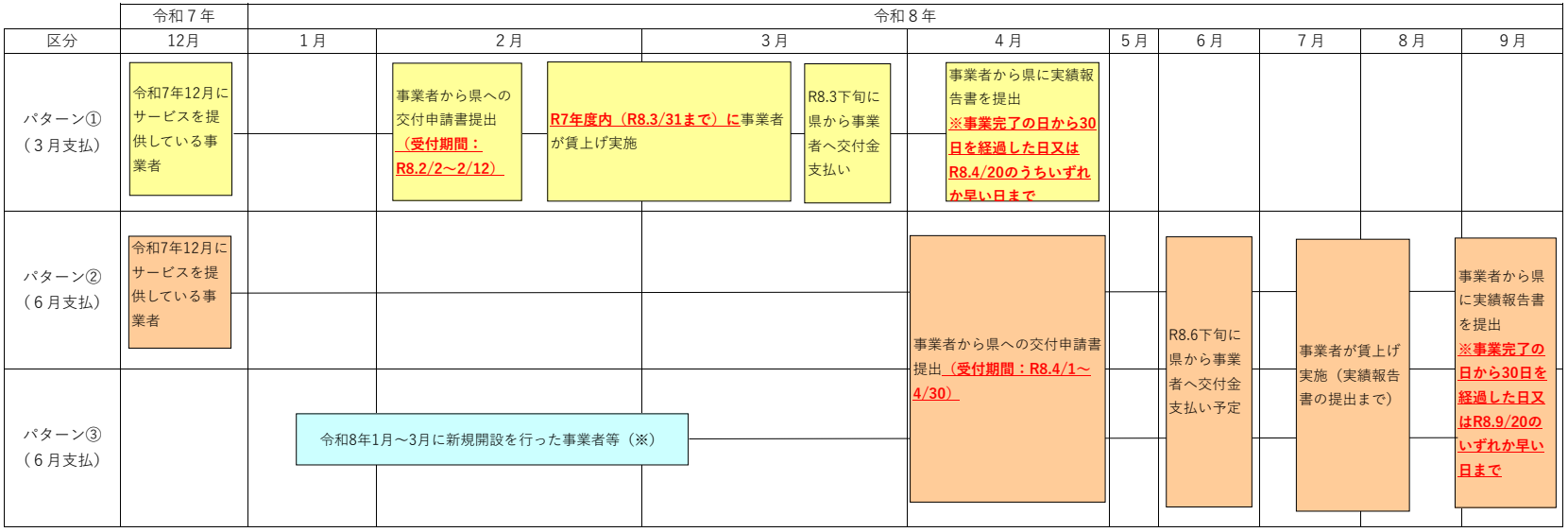

【別添３】

【交付金の申請にあたっての留意事項：パターン①】

●前提条件

令和７年 12 月サービス提供事業者であって、令和８年３月末までに賃金改善及び職場環境改善を**実施する**事業者

※事業完了の日から30日を経過した日又は令和８年４月20日のうちいずれか早い日までに実績報告を行っていただく必要があります。

令和８年３月末までに本交付金の要件（賃金改善等）を満たしていない場合、既に交付を受けた交付金の返還が必要となります。

⇒上記の前提条件が実施可能な場合は、以下の「●提出方法」により申請いただけます。前提条件の実施が困難な場合は、パターン②により手続きをお願いします。

●交付金交付予定時期

令和８年３月末

●交付金額

以下により算定した金額。

事業者ごとの交付額＝基準月（令和７年 12 月）の介護総報酬×交付率

●賃金改善及び職場環境改善の対象期間

令和７年 12 月から令和８年３月末まで

●交付申請受付期間

令和８年２月２日（月）から令和８年２月 12 日（木）まで

●提出方法

以下の電子申請により申請をお願いします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18296

●提出書類（様式は県長寿社会課ホームページよりダウンロードいただけます）

・計画書（基本情報入力シート、第１号様式①、②、③）

※第１号様式①　⇒　処遇改善加算対象サービスについて申請する場合

第１号様式②　⇒　処遇改善加算対象**外**サービスについて申請する場合

・県税の納税証明書（納税義務を要しない場合は「納税義務がない旨の申立書」）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写しをご提出ください。（高知県介護人材確保等事業で提出いただいた場合は不要（パターン①のみ））

●留意事項

・申請書類等の作成において、事業所番号や申請する介護サービスの誤りがないようご確認ください。

申請いただいた内容で交付金の算定を行いますので、万が一漏れや誤りがあった場合、正しく算定できない可能性があります。

（例）事業所の廃止等に伴う事業所番号の変更がないかご確認ください。

（介護予防）と付くサービスは、それぞれ別々に申請できますので、複数のサービスを申請される場合には、必ず分けて申請をお願いします。

・ご提出いただいたあと、事務局にて書類の内容を確認させていただきます。一定の期日までに修正内容が確認できない場合、パターン②での交付とさせていただくことがあります。

【別添３】

【交付金の申請にあたっての留意事項：パターン②】

●前提条件

令和７年 12 月サービス提供事業者であって、令和８年３月末までに賃金改善及び職場環境改善を**実施することが困難な**事業者

※事業完了の日から30日を経過した日又は令和８年９月20日のうちいずれか早い日までに実績報告を行っていただく必要があります。

実績報告時までに本交付金の要件（賃金改善等）を満たしていない場合、既に交付を受けた交付金の返還が必要となります。

●交付金交付予定時期

令和８年６月下旬

●交付金額

以下により算定した金額。

事業者ごとの交付額＝基準月（令和７年 12 月）の介護総報酬×交付率

●賃金改善及び職場環境改善の対象期間

令和７年 12 月から実績報告時まで

●交付申請受付期間

令和８年４月１日（水）から令和８年４月 30 日（木）まで

●提出方法

以下の電子申請により申請をお願いします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18296

●提出書類（様式は県長寿社会課ホームページよりダウンロードいただけます）

・計画書（基本情報入力シート、第１号様式①、②、③）

※第１号様式①　⇒　処遇改善加算対象サービスについて申請する場合

第１号様式②　⇒　処遇改善加算対象**外**サービスについて申請する場合

・県税の納税証明書（納税義務を要しない場合は「納税義務がない旨の申立書」）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写しをご提出ください。

●留意事項

・申請書類等の作成において、事業所番号や申請する介護サービスの誤りがないようご確認ください。

申請いただいた内容で交付金の算定を行いますので、万が一漏れや誤りがあった場合、正しく算定できない可能性があります。

（例）事業所の廃止等に伴う事業所番号の変更がないかご確認ください。

（介護予防）と付くサービスは、それぞれ別々に申請できますので、複数のサービスを申請される場合には、必ず分けて申請をお願いします。

・ご提出いただいたあと、事務局にて書類の内容を確認させていただきます。

【別添３】

【交付金の申請にあたっての留意事項：パターン③】

●前提条件

令和８年１～３月に新規で開設した事業者、または、令和７年 12 月のサービス提供分がやむを得ない事情により他の平常月と比較して著しく低い事業者

※事業完了の日から30日を経過した日又は令和８年９月20日のうちいずれか早い日までに実績報告を行っていただく必要があります。

実績報告時までに本交付金の要件（賃金改善等）を満たしていない場合、既に交付を受けた交付金の返還が必要となります。

●交付金交付予定時期

令和８年６月下旬

●交付金額

以下により算定した金額。

事業者ごとの交付額＝基準月（※）の介護総報酬×交付率

●賃金改善及び職場環境改善の対象期間

基準月（※）から実績報告時まで

（※）基準月について

・令和８年１～３月に新規で開設した事業者　⇒　原則、初回サービス提供月（ただし、初回サービス提供月における総報酬額が著しく低い場合等においては、事業者の判断により２～３月の任意の月の総報酬を選択することも可能）

・令和７年 12 月のサービス提供分がやむを得ない事情により他の平常月と比較して著しく低い事業者　⇒　令和８年１～３月の任意の月を各事業所にて選択

●交付申請受付期間

令和８年４月１日（水）から令和８年４月 30 日（木）まで

●提出方法

以下の電子申請により申請をお願いします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=18296

●提出書類（様式は県長寿社会課ホームページよりダウンロードいただけます）

・計画書（基本情報入力シート、第１号様式①、②、③）

※第１号様式①　⇒　処遇改善加算対象サービスについて申請する場合

第１号様式②　⇒　処遇改善加算対象外サービスについて申請する場合

・県税の納税証明書（納税義務を要しない場合は「納税義務がない旨の申立書」）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写しをご提出ください。

●留意事項

・申請書類等の作成において、事業所番号や申請する介護サービスの誤りがないようご確認ください。

申請いただいた内容で交付金の算定を行いますので、万が一漏れや誤りがあった場合、正しく算定できない可能性があります。

（例）事業所の廃止等に伴う事業所番号の変更がないかご確認ください。

（介護予防）と付くサービスは、それぞれ別々に申請できますので、複数のサービスを申請される場合には、必ず分けて申請をお願いします。

・ご提出いただいたあと、事務局にて書類の内容を確認させていただきます。